

Title	明治四年・福島県川俣附近農民騒動裁判小考
Sub Title	A study on the trial of the peasant uprising in Kawamata (Fukushima Prefecture), 1871
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.11 (1987. 11) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治四年・福島県川俣附近農民騒動裁判小考

手 塚 豊

- 一 はしがき
- 二 事件の概況
- 三 関係者の検挙、裁判と、死刑の執行、氏家桑八と事件との関係
- 四 むすび

一 はしがき

明治四年二月はじめ、福島県伊達郡で相当大規模の農民騒動が勃発した。いわゆる「伊達郡川俣近傍騒擾」である。この事件にふれた戦前の文献として、もっとも早いものは、私の知る限りにおいて、大正十二年出版の「伊達郡誌」⁽¹⁾の次の記事である。

明治四年、偶々農民一揆起りたれば、此一揆は、桑八の教唆に依る者と誤認され、官庁の嫌疑を受け、捕はれて福島監獄に収監され、明治四年十二月十四日、遂に獄中に歿す。因に一説には毒殺せられたりともいふ(句読点手塚)。

これは「義民」「氏家衆八」の経歴の一節である。衆八が果して主謀者であったか否かは後に考証するが、この記事からは、四年の伊達郡農民騒動がどこで発生し、どんな内容であったかはわからない。

昭和六年出版の土屋喬雄、小野道雄編「明治初年農民騒擾録」は「明治四年二月伊達郡川又近傍村々騒擾」として、約二頁に亘ってこの事件の内容を記述している。⁽²⁾これは当時の内閣文庫蔵（現国立公文書館）「太政類典」⁽³⁾に収録されている事件当時の福島県届を典拠にして書かれたものであった。この記事によって、この事件の様子がはじめて世に公表されたものとみている。

翌七年出版の「肥後藩国事史料」巻十には、明治四年の項に「二月十四日福島県下岩代国伊達郡諸村の農民騒擾し、遂に福島市に侵入して富家を毀壞し、奪掠を縦にし或は放火し牢獄を破る。県庁は二本松、中村、三春の三藩に出兵を依頼して之か鎮撫に務む」（句読点手塚）とし、肥後藩の「明治三年ヨリ探索書控」から、福島県より太政官辨官へ提出した報告書六通を収録している。⁽⁴⁾

さらに昭和十四年出版の「維新史料綱要」には、その明治四年二月十七日の条に、

福島県、県下伊達郡農民騒擾セルニヨリ、急変ニ応ジ、適宜処置センコトヲ稟ス

とあり、⁽⁵⁾関連史料として「熊本県探索書控・肥後藩国事史料」、「太政類典」、「丹羽長裕家記」、「中村藩事蹟集」、「太政官日誌」、「法規分類大全」などを挙げている。⁽⁶⁾

このように、戦前、すでに早くこの事件についての根本史料は、ある程度まで明らかにされていたが、しかし、この騒動を考察した中央の史家の労作は、私の知る限りみあたらない。

福島地方で、この事件を最初に注目されたのは、同地方郷土史の泰斗庄司吉之助氏のようにである。同氏は、昭和十一年発行の「岩磐史談」第一巻二号に寄せられた「郷土人物誌（一）」の中の「名主氏家衆八」の項で「明治四年の新政反対一揆と云はれる川俣農民騒動は、兇作農民の高利貸付業者、生産方等の豪商農の打壊しと、貢租増徴反対の闘

争で、農業変革の行われない封建制継承の維新政府の反対、即ち新政反対の抗争」であったと述べておられるが、騒動の内容にまでは言及されていない。

この事件に関する考察が、本格的に行われるようになったのは、戦後のことであり、しかもその研究は前にも述べた庄司吉之助氏によって、主として推し進められたといつてよい。

昭和三十一年、庄司氏はその「明治維新と世直し一揆」と題する論考において、わずか一頁だけではあるが、この事件をはじめて考証された。そこには当時の記録文書の一部も引用されている。⁽⁸⁾庄司氏はその出典を明示しておられないが、それは、後ちにもしばしば言及する「己巳見聞記」と「小綱木村某氏『日記』」である。前者は前掲「郷土人物誌」においても一部分を利用されたものであるが、⁽¹⁰⁾後者ははじめての引用である。

庄司氏の前掲論考の関係箇所は、ほとんどそのままの形で、同年に出版された同氏の著書「世直し一揆の研究」(私家版)に編入された。⁽¹¹⁾

翌三十二年、庄司氏は福島大学学芸学部論集に「明治絶対政府反対の農民闘争——明治四年伊達郡川俣近傍農民一揆について——」を寄せられた。⁽¹²⁾川俣農民騒動に関する独立研究論文の嚆矢である。この論文で、庄司氏が利用された史料は、前に述べた「己巳見聞記」、⁽¹³⁾「小綱木村某氏『日記』」⁽¹⁴⁾に加えて土屋、小野両氏の前掲「明治初年農民騒擾録」並に大隈文書(早稲田大学蔵)中の「明治四年川俣騒動一件探索書」、⁽¹⁵⁾さらにまた福島県立図書館蔵「県史」(写本で二冊本)中の記事である。この研究によって、事件関係者の氏名が相当数はじめて明らかになったのである。しかし、庄司氏はこの研究を以て十分に満足されず「この一揆のもつ意義の重要性から、史料蒐集を行わなければならない」と、将来における研究の進展を期しておられた。庄司氏はおそらく一つの未定稿として、その論文を發表されたものと思われる。

昭和三十三年出版の青木恵一郎「日本農民運動史」第二巻の年表には、明治四年二月の項に「伊達郡千余人」の事

件として収録されているが、同書の本文中には関係記事はない。

昭和三十七年出版の「福島市史資料叢書」第七輯には「福島藩御用達頭取・泉孝家『宝』帳」が収録されたが、その中には一揆関係とくに町家襲撃記事が二頁ほどある。

昭和四十年出版の「福島県犯罪史」の中にもこの一揆関係の記事が数頁に亘ってみられるが、それは主として前掲の「県史」並に県庁所蔵の若干の文書を典拠にしたもので、庄司氏の研究を参照した形跡はない。

昭和四十二年出版の青木虹二「明治農民騒動の年次的研究」には、土屋・小野両氏の前掲「明治初年農民騒擾録」を典拠にて、若干の説明があり、その年表には庄司氏の前掲論文「明治維新と世直し一揆」も引用して、この一揆の存在が挙示されている。

昭和四十三年出版「福島県民の歴史」(執筆代表は庄司氏)には、数頁に亘って川俣一揆の紹介記事があり、ここでは庄司氏が提供された史料以外に、若干の県庁所蔵文書が引用された。

同年、「川俣町史・資料集」第六集が出版された。これには庄司氏の前掲「明治絶対政府反対の農民闘争」が再録されている。翌四十四年、庄司氏は著書「史料東北諸藩百姓一揆の研究」を出版されたが、これにもまた前掲論文が再録された。さらに翌四十五年、庄司氏は昭和三十一年出版の前掲「世直し一揆の研究」の新版を刊行されたが、川俣一揆の一節は、これまた前掲論文の再録である。

この四十五年に発行された「日本庶民生活史料集成」は、その第十三巻が農民騒擾編であるが、「明治四年伊達郡川俣近傍農民一揆」の章には、庄司吉之助氏の解題と共に、かつて庄司氏が覆刻発表された「町小綱木村某氏『日記』」、「己見聞記」、「県史」、大隈文書の「川俣地方騒擾一件探索書」などが覆刻、再録されている。

昭和四十六年発行の「福島県史」第四巻には「川俣近傍農民の打こわし」の一節があり、執筆者は庄司氏であるが、その内容は、それまでに発表されている同氏の研究の要約であって、とくにあたらしいものはない。同年に青木虹二

氏の「百姓一揆綜合年表」が出版されたが、主たる文献に、庄司氏の前掲「東北諸藩百姓一揆の研究」を掲げて、この事件を挙示している。⁽²⁹⁾

翌四十七年、福島県編「図説・福島県史」と「福島市史」第一〇巻(史料編)が出版されたが、前者には、事件関係者の氏家桑八および高橋元蔵の墓の写真が掲載され、⁽³⁰⁾後者には県庁保管の「自明治三年至同九年・規程並達綴」から、事件関係文書が覆刻、収録された。⁽³¹⁾この文書は、前述の「福島県犯罪史」および「福島県史の歴史」などに、その一部が利用されたものである。

昭和四十九年、「福島市史」第四卷(通史編4)が出版、その中に「新政反対一揆」の一節があるが、その内容はきわめて簡単である。⁽³²⁾

昭和五十一年、「川俣町史」第二卷(史料編)が出版、その中には「耳囊」(明治四年)、「累世年鑑」(明治四年)、「廻状」(明治四年)、「被疑者届書」(明治四年)、「福島出兵調帳」(明治四年)(以上は新発見文書)および前述の県庁文書「規程簿並達綴」と大隈文書の「騒擾一件探索書」の一部が収録された。⁽³³⁾川俣町史編さん室があらたに発掘した史料は、寔に貴重である。

さらに昭和五十四年、「川俣町史」第三卷(史料編)が出版、これには先きに庄司氏が紹介された「己巳見聞記」、「町小綱木村某氏『日記』」、大隈文書の「騒擾一件探索書」の大部分、「県史」(福島県立図書館蔵)の関係部分などが収録された。⁽³⁴⁾

翌五十五年出版の「福島県警察史」第一巻は、前掲「福島県史」第四卷の記事並に県庁文書などを利用して事件の概況を述べている。⁽³⁵⁾

翌五十六年出版の「角川日本地名大辞典・福島県」には「新政府反対一揆」として、この事件にふれている項がある。⁽³⁶⁾

翌五十七年、「川俣町史」第一卷（通史編）が出版された。前掲「川俣町史」第二卷所載の新史料も織り込んで、事件を概説しているが、それほど詳しい説明でもない。⁽³⁷⁾

翌五十八年出版の工藤宜氏の「朝敵の世紀」には、著者が川俣町史編さん室を訪れて、事件の梗概を聞かれた経緯が、物語り風に詳しく書かれている。⁽³⁸⁾

戦前からこの事件に関心をもち、昭和三十二年、この問題についての最初の独立論考を発表された庄司吉之助氏が、なお将来における史料蒐集を期しておられたことは、前にも述べた。その後、庄司氏は鋭意努力されたことと思われるが、遂に新しい研究論文を発表されることもなく、昭和六十年四月に逝去された。寔に惜しまれる。

そのほか、事件関係者の一人といわれる氏家象八については、最近、川俣町の郷土史家三浦倭文氏によって「幕末の義民・松沢村の氏家象八」と「象八出牢に賄賂工作」⁽⁴⁰⁾の二労作が発表されている。現地に残る文書、伝承を利用した貴重な研究である。

以上は、現在までの川俣農民騒動に関する研究史である。前述のごとく、この事件に関する原史料は、主として庄司氏並に川俣町史編さん室によってかなりの文献が明らかにされている。そして庄司氏による諸論考並に前掲「川俣町史」の記事もある。さらに前掲「福島県警察史」のごとく、庄司氏によって発見された史料とは別の県庁文書を主として利用しての異色の研究もある。それがため、事件の輪郭はほぼ明らかになっているものとみていい。しかし、まだまだ事件の細部については、不明の個所が余りにも多い。とくに視野をその裁判の経過と結果とにしぼってみれば、きわめて曖昧なことしかわかっていないのが現状である。前掲「福島県警察史」が、

ところで、一地方の出来事とはいえ、これだけ世間を騒がせた暴動なのだから、当然犠牲者も出たであろうが、それについての資料は見当たらない。僅かに「二十日以後は指導者の逮捕が急であり、又拷問の厳しきは筆舌につくしがたいといわれる」（「福島県史」同前二〇八ページ）とはあるが、その実態はもろろん、その処罰された数さえ明らかでない。

と述べているのは、⁽⁴⁾正に真相である。

数年前、私は旧司法省保管文書の中に、この事件関係の裁判記録がかなり多量に残存していることを知った。本稿は、主として、その文書を利用し、事件の内容とくに裁判の実態を出来る限り解明せんとするものである。史料の蒐集もまだ十分とはいえない未熟な拙稿ではあるが、大方の御示教が得られれば幸である。

- (1) 伊達郡役所編「伊達郡誌」・大正十二年・二七九頁。同書は、昭和五十四年に覆刻版がでている。
 - (2) 土屋喬雄・小野道雄「明治初年農民騒擾録」・昭和六年・六三頁―六五頁。同書は昭和二十八年に再版が出版され、さらに四十三年版、四十七年版がある。
 - (3) 国立公文書館蔵「太政類典」第一編第八十六巻・保民警察2。この文書の原典は、同じく国立公文書館蔵「辛未從正月至七月公文録・福島県の部」である。
 - (4) 「肥後藩国事史料」巻十・昭和七年・七九二頁―七九五頁。この「探索書」に収録されている文書は、全て前掲「太政類典」(註3・参照)にも入っている。
 - (5) 「維新史料綱要」巻十・昭和十四年(昭和五十九年覆刻版あり)・四九四頁。
 - (6) これら関連史料の内、「丹羽長裕家記」と「中村藩事蹟集」は、二本松藩と中村藩の出兵の記録を収めているのであろう。因みに丹羽長裕は、最後の二本松藩主である(「明治政覧」昭和五十一年覆刻版・一五三頁)。「太政官日誌」には明治四年第九号に、兵部省官員福島県出張の文書が収められている(「維新日誌」第三巻・一三九頁参照)。「法規分類大全」の中に、どんな関連史料があるのか、私は確めえない。
 - (7) 庄司吉之助「郷土人物誌(-)・岩磐史談第一巻二号・昭和十一年・三八頁。
 - (8) 庄司吉之助「明治維新と世直し一揆」(下)・商学論集(福島大学)第二五巻三号・昭和三十一年・一五六頁。この論考発表以前、庄司氏は福島地方の郷土誌の類に、この事件に言及された論考を発表されているようにも推測されるが、私はいまそれを確めえない。福島地方郷土史家の御示教を得たい。
 - (9) 庄司氏は、この二つの記録について、後年、伊達郡旧掛田村佐藤某「己巳見聞記」(現在所在不詳)、「伊達郡小綱木村某氏「日記」(現在所在不詳)」とっておられる(庄司氏解題・「日本庶民生活史料集成」第一三巻・昭和四十五年・五七三頁)。
- 庄司氏が利用されたこの「己巳見聞記」は、「川俣町史資料」第六集(昭和四十三年)の中に、その表紙だけが引用されている。

る「己巳見聞書下・七」（桃樹園三千俊著）（内容は覆刻されていない）（二五頁）と同一のものかどうか、おそらく異本と思われるが、残念ながら私はそれを確めえない。また、「己巳」（明治二年）の年の「見聞」に、なぜ明治四年の事項が混入しているのか、その点も寔に疑問である。

(10) 註7に同じ。

(11) 庄司吉之助「世直し一揆の研究―明治絶対政府成立期の農民問題―」・昭和三十一年私家版・一二二頁。

(12) 庄司吉之助「明治絶対政府反対の農民闘争―明治四年伊達郡川俣近傍農民一揆について―」・福島大学学芸学部論集・八の一・昭和三十二年・五四頁以下。

(13)(14)(15)(16) これらの史料の関係個所を、庄司氏は覆刻して掲載されている（庄司・前掲論文・前掲論集・八ノ一・五六頁―五八頁、六一頁―六四頁）。

(17) 前掲論文・前掲論集・六一頁。

(18) 青木恵一郎「日本農民運動史」第二卷・昭和三十三年・二五頁。

(19) 「福島市史資料叢書」第七輯・昭和三十七年・一一二頁―一一三頁。

(20) 福島県警察本部編「福島県犯罪史」・昭和四十年・五一頁―五四頁。

(21) 青木虹二「明治農民騒動の年次的研究」・昭和四十二年・四九頁、年表三〇頁。

(22) 「福島県民の歴史」・昭和四十三年・五二頁―五六頁。

(23) 前掲「川俣町史資料」第六集・四七頁以下。

(24) 庄司吉之助「史料東北諸藩百姓一揆の研究」・昭和四十四年・三一―一頁以下。

(25) 庄司吉之助「世直し一揆の研究」新版・昭和四十五年・三九七頁以下。

(26) 前掲「日本庶民生活史料集成」第一三卷・五七三頁以下。

(27) 前掲書・五七五頁以下。なお、庄司氏はその解題において「騒擾時変」と題した項に覆刻したのは、『明治初年農民騒擾録』（土屋喬雄編著）所収の記事であるといわれているが（前掲書・五七三頁）、しかし、実際にその項に覆刻されているのは（前掲書・五八〇頁）、土屋氏らの著書ではなく、庄司氏がかつて引用された「県史」（福島県立図書館蔵）の一部である（庄司・前掲「明治絶対政府反対の農民闘争」・福島大学学芸学部編集八の一・五六頁―五七頁）。庄司氏の解題記事は思い違いである。

(28) 「福島県史」第四卷・昭和四十六年・二〇四頁以下。

- (29) 青木虹二「百姓一揆綜合年表」・昭和四十六年・三四三頁。
- (30) 福島県編「図説・福島県史」・昭和四十七年・二二二頁。
- (31) 「福島市史」第一〇巻（史料編）・昭和四十七年・九六頁―一〇〇頁。
- (32) 「福島市史」第四巻（通史編4）・昭和四十九年・二一八頁―二二〇頁。
- (33) 「川俣町史」第二巻（史料編）・昭和五十一年・六一三頁以下。
- (34) 「川俣町史」第三巻（史料編）・昭和五十四年・四六頁以下。
- (35) 「福島県警察史」第一巻・昭和五十五年・二五九頁―二六六頁。
- (36) 「角川日本地名大辞典・福島県」・昭和五十六年・一一四頁。
- (37) 「川俣町史」第一巻（通史編）・昭和五十七年・四九八頁―五〇七頁。
- (38) 工藤宜「朝敵の世紀」下・昭和五十八年・一〇八頁以下。
- (39) 三浦倭文「幕末の義民・松沢村の氏家象八(一)(二)完」・「川俣史談」第一〇号・昭和五十八年・一〇頁以下、第一一号・昭和五十九年・五〇頁以下。
- (40) 三浦倭文「象八出牢に賄賂工作」・「川俣史談」第一三三号・昭和六十一年・九頁以下。この論考は、慶応三年に入牢中の象八救済工作を述べたもので、川俣農民騒動と直接の関係はない。これらの三浦氏の論文は全て菅野俊之氏（福島県立図書館司書）の御示教による。その学恩を謝す。
- (41) 前掲「福島県警察史」・二六四頁―二六五頁。

二 事件の概況

前節で述べたごとく、川俣附近騒動の状況については、一応のことは判明しているが、ここでは、その裁判を考察する前提として、その概況を、主としてこれまで全く知られていなかった関係者の「口書」すなわち裁判の際の陳述書によって素描しておく。

明治四年のはじめ、福島県は、兎作のため年貢納入がほとんど不可能であった支配地に対し、督促嚴重を極めた。⁽¹⁾
 一揆の直接の原因はそこにあった。

この事件の張本人と目される岡部村の卯作は、その頃から川俣附近の不穩の状況を聞き、一味徒党して反対運動に立ちあがる計画をもち始めた。⁽²⁾

一月二十六日、卯作は村を出て川俣へ赴き、様子を窺ったが、適当な同志を求めることが出来なかった。同じ村の出身でその頃は幾世橋村に居住の浅五郎に相談し、藁駄廻状を作って近隣の村々に呼びかける計画を立て、浅五郎の紹介で中村藩士谷田七兵衛（権現堂村居住）に廻状の起草を依頼、谷田は二月十二日に浪江宿の旅宿成田屋においてそれを執筆し、同文のもの八通を準備したが、それには石沢村の徳三郎も手伝った。⁽³⁾この廻状によって諸村の百姓が集まった折には「最寄諸村の生産方および其他之富氏より金子可取出、其儀相成兼候節ハ、福島表へ押寄、百姓共ニハ御県庁へ強訴為致、我々ハ市中生産方より用金と唱ひ、借り受候へ者千二百両者相調可申、若不相調節ハ打毀シ暴動して手段可有之云々」（句読点手塚、以下の口書全て同じ）と、卯作は考えたのである。⁽⁴⁾卯作のいう「我々」とは、谷田の提供する同類の武士を予定していたようである。⁽⁵⁾

二月十三日の朝、卯作は廻状をもって小綱木村へ着いた。⁽⁶⁾それはちょうど東五十沢村、小綱木村、鶴田村らの人々が、大志田山へ集まる予定日であった。⁽⁷⁾

これより先き、鶴田村では一月二十七日に伊豆神社で農民の寄合があり、惣作を代表に選出した。⁽⁸⁾そして翌月十二日、久四郎と与三郎が大志田山に集まることを村内に触れ廻り、惣作、金蔵らをふくめ二十数名が集まり具体策を相談したが「評議」「難決」し、結局、隣村の東五十沢村、松沢村などにも働きかけることを決定。久四郎と与三郎が連絡を採り、明十三日に大志田山に集まる約束を取りつけた。⁽⁹⁾

十三日、鶴田村の農民約三十人が大志田山に集まったが、東五十沢村、松沢村からは連絡がなかった。⁽¹⁰⁾この日、惣

作と金蔵は、所用のため出席しなかったので、久四郎と与三郎が相談、一旦帰宅したが、夜半に及んで東五十沢村の徳次郎、五郎次、与右衛門、助右衛門、大綱木村の兵次郎、音吉、小綱木村の甚右衛門、銀之助、伝之助と、岡部村の卯作が現われた。⁽¹²⁾

松沢村では、十二日の農民の会合で、鶴田村の動きに同調すべきか否かが決定せず、それがため、十三日の会合には出席できなかったのである。⁽¹³⁾

東五十沢村では、十二日に徳次郎の主唱で与右衛門、五郎次、助右衛門など数十人が地藏堂に集まって協議したが、意見がまとまらず、翌十三日夜に漸く鶴田村へ合流の件が決まって、大志田山へ出向いたのである。⁽¹⁴⁾

小綱木村では、十二日に伝之助方へ大綱木村から連絡があったため、銀之助、茂右衛門、甚右衛門らが主となって村内で相談し、合流することを決め、多数が大志田山へ赴いたのである。⁽¹⁵⁾

大綱木村へは、東五十沢村から連絡したというが、同村の場合、主たる関係者が逃亡し、逮捕されていないので、詳しい事情がわからない。

かくして鶴田村、東五十沢村、大綱木村、小綱木村の有志と、岡部村の卯作が一堂に会したが、この席で卯作はかねて用意の廻状を多くの村々に廻すことを提案、これに対しては卯作に対する不審の念もあったため、反対の見解もあったが、結局、一同が卯作の意見をうけ入れ、近隣諸村へ廻状を送ることと、大志田山は狭いので犬子ヶ原に翌十四日に農民を集めることを決定した。⁽¹⁷⁾

十四日朝、犬子ヶ原には前述の村々の農民のみならず、松沢村の元蔵、三池藩管内羽田村の常助、綱五郎らをおよむ数十名が集まった。⁽¹⁸⁾

こうした農民の動きを察知した福島県は、今村吉右衛門他二名と目明しを現場に派遣し、鎮撫に当らせた。⁽¹⁹⁾ 農民側は、久四郎、与三郎(鶴田村)、銀之助(小綱木村)、音吉(大綱木村)、助右衛門(東五十沢村)らが、官員と応待した。⁽²⁰⁾ 卯作

は現場を離れて逃走した。⁽²¹⁾

農民側と官員との交渉の結果を、久四郎は次のように述べている。⁽²²⁾

大勢集会仕候儀ハ、心得違ニ付、順々を以穩ニ川保止宿所（今村の宿所安斎藤兵衛方——手塚註）へ願申出候ハ、御詮議可相成旨厚御理解ニ付、早速婦村仕候事ニ御請書奉差上、直ニ婦村の心組ニ御座候

そして、官員は引揚げた。⁽²³⁾ところが、その頃、松沢、大久保、飯野、青木、立子山などの諸村および三池藩管内の村々まで、多くの村から多数の農民が、続々と集結した。⁽²⁴⁾卯作の廻状が効を奏したのであろう。羽田村の常助、綱五郎らは、改めて次のような提案を行った。⁽²⁵⁾

最前、御官員様へ御受書奉差上候ハ、一揆頭取之証抛差上候も同様にて、追々御咎メ可被仰付、尤頭取之村方と相成候へ者、一村迷惑相懸候ニ付、御官員様止宿所へ押込、右受書取返候へ者、可然趣ニ有之云々

この提唱に元藏、徳次郎、久四郎、惣作らが同調したため、引揚げに向かっていた農民の動向は一変し、事態は騒乱への様相を呈しはじめたのである。さらに廻状の主唱者であった卯作が、大久保村で逮捕されたとの知らせがあり、常助などから、彼を取返すべしとの発言がなされた。⁽²⁷⁾

かくして同夜、農民一行は川俣の官員宿所の蛭子屋安斎藤兵衛宅を襲い、約二〇〇人が「裏門みぢんに打こわし、夫より乱入」、前述の受書を取り戻すため、所在の書類を「火中ニ投じ」、「戸障子等打毀」した。⁽²⁸⁾そして番人に預けられていた卯作は、農民側に取り戻されたのである。⁽²⁹⁾

さらに一行は、ちりめんや武藤茂兵衛宅、東五十沢村金札方高橋五左衛門宅を襲った。⁽³⁰⁾

翌十五日早朝、農民一行は川俣の春日社に集結、各村の重立つ者が神子堂に会合して前後策を協議した結果、卯作、常助、綱五郎らの発議で、「乱暴相働き候上ハ、捕手差向之儀ハ必定ニ有之、空敷此処にて捕手を待居候より福島へ押寄生産方を打毀し、御県庁へ押迫」ることを決めた。⁽³¹⁾この頃、集った農民の数は「千余人」ともいうし、また「五〇

〇〇人程」ともいう。⁽³³⁾

春日社を出発した一行は、秋山村の村長阿部太右衛門宅へ行ったが、同家は酒飯を提供したので打毀しを免かれた。⁽³⁴⁾ それより一行は福島へ進み、午後、渡利村、鳥谷野村両渡場(阿武隅川)へ着いたが、渡し船はすべて福島側に引きあげられていたため、行進は停頓した。⁽³⁵⁾ 権知事菱田重禧以下の官員が現地へ出向いて説得したが効を奏せず、同日夜半、農民側は舟を調達して渡河し、遂に福島に侵入した。⁽³⁷⁾ そして襲撃をうけた家は、十三軒あったというが、その名前が判明しているのは、光白屋清次郎、井筒屋市兵衛、川口屋熊吉、油屋藤兵衛、鶴田屋文右衛門、立身屋卯兵衛、宍戸屋喜右衛門、および喜多屋、玉野屋などで、そのほか、小野組、鈴木全兵衛、沼崎文左衛門という名をあげている文献もある。⁽⁴¹⁾ この騒ぎの中で、伏黒村の大丈、松沢村の重八らは、それぞれ窃盗を働いた。⁽⁴²⁾

つづいて一行は、腰浜村の牢屋を襲った。その前後の様様を、鶴田村の惣作は、次のように語っている。⁽⁴³⁾

松沢村衆八儀未だ入牢中と相心得候ニ付、同人を牢より相出可申差図仕候訳ハ、元来此者儀、小前之もの願筋有之節者、厚くセ話呉候者にて、旧冬中より御年貢月延等願立可然様と断合も有之候由、聞及ヒ候方より、尚行末進退振等之儀、相談仕度相心得、皆々牢内へ参り衆八を牢より相出し可申と声立候儀ハ、全く申合候訳ニ者無之候へ共、松沢村元蔵、大綱木村多次郎、小綱木村甚右衛門、銀之助、東五十沢村徳次郎、当村久四郎、与三郎等を始メ外大勢之もの共、右念慮有之者と相見得、同様牢内へ可参と噪立参候へ共、岡部村卯作、羽田村常助、綱五郎も参り、衆八儀既ニ出牢郷宿へ御預ケニ相成候由相聞得、然らば外罪人共を出し牢を打毀可申、私並元蔵、久四郎、与三郎供ニ呼ハリ候処、一同噪立、其内錠を明け罪人を相出し追々打毀し過候得ハ、卯作、常助、綱五郎等焼払候様発言ニ付、差続き同様噪立候処、何れノ誰ニ候哉、挑灯之火を以焚付焼払申候めざす条八は、すでに釈放されており、牢内にはいなかったが、他の受刑者四十二人が、この打毀しと火災の騒ぎにまぎれて脱走した。⁽⁴⁵⁾ また牢番の一人佐々木平作が、農民に抵抗して負傷した。⁽⁴⁶⁾

この騒ぎに際し、福島県側も決して手を拱いていたわけではない。「知参事始官員数人頑民蟻集中へ飛入、無理ニ一先追払」ったが、農民の「多クハ帰村不致、山野或ハ最寄村々へ屯集シ、追々被頼徒附和増繁」シ、「三郡の百姓

凡二万人程⁽⁴⁸⁾とも伝えられた。

翌十六日午前十時頃、派遣を要請した二本松藩兵二コ小隊が到着。午後から福島周辺を警邏した⁽⁴⁹⁾。同夜、農民側は周辺の山にかがり火を焚いて屯集し、夜半には「二本松在より猶又老方人斗郷騒人参候由」の風聞あり、「其夜は大さわき」となった⁽⁵¹⁾。上糖田村の農民は、由太郎、政蔵の指揮で、近隣の農民まで駆り立て、脇差、竹槍をもった約三百人が岡部村の渡場から福島へ向い、瀬ノ上駅町裏の神社に集合中、兵隊に阻止されて逃げ帰った⁽⁵²⁾。小手森村の農民は、弘助の指揮で福島近くまで行ったところを、これまた兵隊にさえぎられ、逃げ去る途中に「上野寺村郡長渡辺忠七宅を打毀⁽⁵³⁾」した。

十六日夜半、中村藩兵一小隊着県、さらに翌十七日にも中村藩兵一小隊半到着⁽⁵⁴⁾。県の警備体制も漸く整った。

しかし、余燼はなおも燻りつづけた。小手森村の農民は、帰村の途中、下太田村で多数が集会しているのに出会い、それに合流し、同所の「御制札を外し、板木代りに打敲き、追々小浜町へ押出」さんとしたが、官員出張の噂を聞いて帰村した⁽⁵⁵⁾。松沢村、鶴田村の農民は、この十七日の夕刻にも、竹槍、鉄砲をもって春日社に集まり「早かねつき大騒ぎ」になったが、これまた出張の官員によって騒ぎは収められた⁽⁵⁶⁾。各地へ出張の官員には、それぞれ兵隊が随伴していた模様である⁽⁵⁷⁾。

また同日、「小島、秋山村の百姓相催し、月立、御代田等催促致し、石田村へ至り、中瀬の間屋藤兵衛打毀し候由……青田と申す所の豪家某を打毀し云々⁽⁵⁸⁾」とも伝えられている。

他方、この十七日、糸八が逮捕されたが、権知事が直接に彼と面談、仲裁役を依頼して帰村させたといわれている⁽⁵⁹⁾が、糸八がどのように行動したかは、全くわからない⁽⁶⁰⁾。

翌十八日、県の官員は中村藩兵一小隊を連れて川俣附近に出張、説諭に当たったという⁽⁶¹⁾。

十九日、福島県は太政官の辨官宛に「当管下伊達郡川俣最寄村々頑民共暴動之儀ニ付、兵威ヲ示シ懇ニ説諭尽力候

処、先ツ鎮静之姿ニ立至掛ケ候間此段不取敢御届申上候」と届出で、翌二十日にはさらに「当管下頑民暴動ノ儀、先々鎮静ニ及ヒ候条此段御届申上候」と報告しているから、この頃には騒ぎは収まったものと思われる。しかし、この二十日には三春藩兵半小隊、中村藩兵が更に二小隊到着しているから、関係者を検挙し、事態を收拾するには、僅かな警察力をもってしては、如何ともなしがたく、相当の兵力の背景を必要としたのであろう。

二十三日、政府は民部大丞松方正義を現地へ派遣、さらに兵部権少丞石井虎雄が岡山藩兵一大隊を率いて出張を命ぜられた。⁽⁶⁵⁾ このことは、政府がこの川俣近傍農民騒動事件を、いかに重視したかを物語っている。

(1) その状況は、庄司・前掲「世直し一揆の研究」新版・二九八頁以下、前掲「福島県史」第四巻・二〇五頁以下、前掲「川俣町史」第一巻・四九九頁等参照。

(2) 「岡部村卯作口書」・法務図書館蔵「諸県口書」・明治四年・二十二冊・賊盜放火第三三〇号。以下、関係者の口書は、すべてこの文書に収録のものである。

(3) 前掲「卯作口書」、「谷田七兵衛口書」、「石沢村徳三郎口書」。

(4) 前掲「卯作口書」。

(5) 谷田は卯作に「同類のもの七八名云々」と述べていたが(前掲「卯作口書」)、谷田には具体的な予定があったわけではなく(前掲「谷田七兵衛口書」)、結局、直接行動に谷田をはじめ武士の参加は全くなかった。

(6) (7) 前掲「卯作口書」。

(8) 「鶴田村久四郎口書」、「鶴田村惣作口書」。

(9) (10) 前掲「久四郎口書」。

(11) 前掲「惣作口書」、「鶴田村金蔵口書」。

(12) 前掲「久四郎口書」、「東五十沢村与右衛門口書」、「東五十沢村助右衛門口書」、「小綱木村伝之助口書」。

(13) 「松沢村元蔵口書」。

(14) 前掲「与右衛門口書」、前掲「助右衛門口書」。

(15) 前掲「伝之助口書」、「小綱木村甚右衛門口書」。十三日の大志田山の集会には、茂右衛門は持病のため、参加していない

- (「小綱木村茂右衛門口書」)。
- (16) 前掲「助右衛門口書」。
- (17) 前掲「久四郎口書」。
- (18) 前掲「久四郎口書」、「松沢村元蔵口書」。
- (19) 前掲「累世年鑑」明治四年・前掲「川俣町史」第二卷(資料編)・六一四頁。今村吉右衛門は「福島御役人」とあるが、その職名は明らかでない。
- (20) 註18に同じ。
- (21) 前掲「卯作口書」。
- (22) 前掲「久四郎口書」。
- (23) 註19に同じ。
- (24) 前掲「久四郎口書」。前掲「惣作口書」。
- (25) 前掲「久四郎口書」。
- (26) (27) 前掲「久四郎口書」、前掲「元蔵口書」、前掲「惣作口書」。
- (28) 前掲「久四郎口書」、前掲「小綱木村某氏日記」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四八頁。前掲「泉孝家『宝』帳」では「多びす屋藤五郎」とあるが(前掲「福島市史資料叢書」第七輯・一一二頁)、藤五郎は藤兵衛の誤りと思われる。
- (29) 前掲「久四郎口書」、前掲「元蔵口書」。
- (30) 前掲「久四郎口書」、前掲「己巳見聞記」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四七頁。前掲「泉孝家『宝』帳」では「縮編屋茂十郎」とあるが(前掲「福島市資料叢書」第七輯・一一二頁)、茂十郎は茂兵衛の誤りと思われる。
- なお、松沢村の重八は、武藤方から「男小倉帯一本、単物一枚」を窃取した(「松沢村重八口書」)。
- (31) 前掲「久四郎口書」。
- (32) 明治四年二月十七日、福島県より辨官宛届書・「太政類典」第一編第八十六卷・保民警察2。なお、土屋、小野・前掲「明治初年農民騷擾録」・六四頁参照。
- (33) 前掲「小綱木村某氏日記」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四八頁。
- (34) (35) 前掲「久四郎口書」、前掲「惣作口書」、前掲「元蔵口書」。
- (36) (37) (38) 註33に同じ。

- (39) 前掲「泉孝家『宝』帳」・前掲「福島市史資料叢書」第七輯・一一二頁。
- (40) 前掲「己巳見聞記」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四七頁。
- (41) 「県史」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四六頁。「沼崎文左衛門」とあるは「鶴田屋文右衛門」(「泉孝家『宝』帳」・前掲「福島市史資料叢書」第七輯・一一二頁)と同一人物であろう。また「鈴木李兵衛」とあるは「喜多屋」もしくは「玉野屋」のことと思われるが、いまそれを確めえない。後考に待ちたい。
- (42) 森吉丈丈は、鶴田屋沼崎文右衛門方から鏢、紙入、矢立、簀、櫛など十数点を窃取し、その一部を売却していた(「伏黒村大丈口書」)。重八は、立身屋敷内卯兵衛方から銀釵三包を盗んだ(「松沢村重八口書」)。このときの打毀しでは「大勢思の儘分捕いたし、諸品盗取云々」といわれているから(前掲「耳囊」明治四年・前掲「川俣町史」第二卷(資料編)・六一三頁)、大丈、重八の窃盗は、九牛の一毛であろう。
- (43) 福島藩の牢は、信夫郡腰浜村にあり、福島県をそれを引きついでいた。四年二月の火災の後に福島町南裏に移転した(前掲「福島県警察史」第一卷・四三二頁)。
- (44) 前掲「惣作口書」。
- (45) 前掲「耳囊」明治四年・前掲「川俣町史」第二卷(資料編)・六一四頁。なお、前掲「福島県警察史」が「獄舎から氏家衆八を奪い云々」と述べているのは、誤りである(第一卷・二六〇頁)。
- (46) 前掲「県史」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四六頁。佐々木に対する表彰状は、前掲「福島市史」第十卷(資料編)・九九頁参照。この牢屋襲撃の際、三四郎は十手杓挺を窃取した(「外木幡村三四郎口書」)。
- (47) 註32に同じ。
- (48) 前掲「己巳見聞記」・前掲「川俣町史」第三卷(資料編)・四七頁。
- (49)(50) 註32に同じ。
- (51) 前掲「泉孝家『宝』帳」・前掲「福島市史資料叢書」第七輯・一一三頁。
- (52) 「上糖田村長左衛門口書」。
- (53) 「小手森村弘助口書」、「小手森村鶴松口書」。なお、渡辺宅打毀しを、翌十七日の出来事とした文献もある(註48に同じ)。
- (54) 註32に同じ。
- (55) 前掲「鶴松口書」。
- (56) 前掲「累世年鑑」明治四年・前掲「川俣町史」第二卷(資料編)・六一五頁。なお前掲「耳囊」明治四年(前掲書・六一

四頁）も参照。

- (57) 福島県より二月十七日付の辨官宛の届書に「兵威ヲ示シ鎮定ノ儀ヲ決シ路ヲ分チ夫々手配リ兵隊引纏官員出張ニ及ヒ候」
 （註32に同じ）とある。
- (58) 註40に同じ。
- (59) 註48に同じ。
- (60) 条八の仲裁で事態が解決したとみる説もあるが（前掲「福島県史」第四卷・二〇八頁、三浦・前掲「松沢村の氏家衆八
 (2)・川俣史談第一一五・五四頁）、後ちに述べるごとく、その確証はない（本籍三九頁参照）。
- (61) (62) (63) 前掲「太政類典」第一編第八十六卷・保民警察？。なお、これらの文書は、「県庁文書」の「明治三年至同九
 年・規程簿並達綴」中にも収録されている（前掲「福島市史」第十卷・資料編・九七頁―九八頁）。また、土屋、小野・前掲
 「明治初年農民騒擾録」・六四頁参照。
- (64) 前掲「福島県警察史」・第一卷・二六六頁。その頃、県の捕亡の員数は、僅か十数名にすぎなかった（前掲書・三三八頁）。
- (65) 前掲「太政類典」第一編第八十六卷・保民警察？。松方は約一カ月間に亘って東北各地を視察、帰京後、民部少輔吉井友
 実宛に、税法改革その他の建議書を提出した。詳しくは徳富猪一郎「公爵松方正義伝」（昭和十年）・四〇一頁以下参照。

三 関係者の検挙、裁判と、死刑の執行、氏家衆八と事件との関係

この騒動に対応した福島県の詳しい検挙事情は、残念ながらわからない。しかし、僅かな警察力をもって、多数の
 関係者の中から主謀者またはそれに準ずる者を割出して捕縛することは、大変むづかしいことであったと推察される
 し、とくに容疑者が他県へ逃れた場合、それを追跡・逮捕することは、ほとんど絶望であったにちがいない。後ちに
 述べるごとく主要な容疑者の中から十四名以上の未逮捕者を出していることは（本稿三〇頁、三一頁後註・参照）、そう
 した困難な事情を、如実に物語っている。

当時の見聞記によって、その検挙事情をみるに、まず前掲「己巳見聞記」には、

是より追々徒党の者御穿鑿に付、村々より召捕致、一〇人肉を拉ぎ、骨を碎き、拷問にかくるといへども頭取のもの出で来ず、徒に呵責して日を費す事数日、川俣市中寂寥として無人の境に入る如く、人々相對して鳴くいうものなし

とあり、拷問を以てしても、主謀者の割出しが困難であつたことを伝えている。

また、前掲「町小綱木村某氏『日記』」には、

夫より悪党共のせんさくを廻り廻り御詮索に相成り、嚴重の御取締に相成り、追々召捕凡そ七十人余り、其内間違にて被捕候者は御免に相成候……入牢三十人余漸く秋迄に決着御吟味相極り云々

とある。⁽²⁾ 逮捕者「七十人」、入牢者「三十人」という数字が確實かどうかはわからないが、秋までに裁判が終結したことは確かである。

さらに庄司氏が、しばしば引用されている一つの「史料」は、次のごとく述べている。⁽³⁾

追々召捕れ候者十人有之候処、頭取は相馬飯曾津田七兵衛、三春領徳三郎外一人(但し信夫郡の内)メ三人、一揆の頭分の由、二十五日召捕に相成、其後、五月六月に相成矣ても日々五人、三人づつ召捕に相成、郡中騒々しく、數百人に及候事故、無実のものも拷問にかけられ、其痛にてあらぬ事ども申出候に付、早咎処人多く福島県へ引出され、百姓難渋いふ計りなし。

「津田七兵衛」とあるは、谷田七兵衛のことと思われるが、彼と徳三郎は、前述のごとく廻状作成の関係者ではあるが、事件の「頭分」ではない。逮捕者が「數百人」に達したかどうかも確かではないが、関係者の逮捕が、五月、六月にまで及んだことは、後述のごとく事実である。

福島県が、どのような陣容で、いつから裁判を開始し、いつ結審したのか、詳しいことは残念ながら、⁽⁴⁾

福島県から司法省への伺書の日附が「六月」となっていること、また裁判にかけられた被疑者の内でもっとも遅く逮捕された茂右衛門(小綱木村)の「入牢日」が「六月八日」であることから推測するに、六月八日以降に裁判を開始し、月末までに終結したものと思われる。

福島県から司法省への伺書、それに対する司法省の指令(附紙の形式で行われている)は、次の通りである。⁽⁵⁾

七月廿日伺

伊達郡川俣最寄土民暴動一件御仕置伺書

伊達郡川俣最寄土民暴動一件罪案伺左ニ

斬(3)罪

辛未二月十八日入牢

信夫郡岡部村平三郎伴

卯 作

未三十四歳

右之者御制札之条目ヲ犯シ兇徒衆ヲ聚ムルノ首ト成リ良民ヲ煽動シ金策可致トノ奸計ヲ構ヒ中村藩谷田七兵衛等示合黨狀相廻候而已ナラス集会人数ヘ加リ且福島ヘ押寄セ生産方ヲ破リ県庁ヘ可相迫由等取勸メ終ニ福島市中ヘ乱入所々毀壞シ牢舎ヲ焼払ハセ候儀不届ニ付斬可申付哉

(附紙——手塚註、以下同じ)

兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞焼亡スル造意者

伺之通

斬罪

玉乃	樺山	県	大庭	岸良
伊丹	松本	県	卯	作
宍戸	渡辺			

校罪

辛未二月十八日入牢

伊達郡松沢村

元 藏

未三十九歳

右之者貢税延願之事ニ起ルト雖モ御制札ノ条目ヲ犯シ衆ヲ聚メ良民ヲ擾動シ官長ヲ挟制スルノ造意ヲ以テ一村ノ巨魁トナリ追々諸村ヲ煽動シ遂ニ常助綱五郎卯作等ニ同意シ福島迄罷越衆人ヲ差配シ市中生産方数軒ヲ打毀シ剩ヘ牢内ヘ衆人ヲ連参リ罪人ヲ

出シ牢屋ヲ打毀スヘク一旦差図シ追テハ牢屋ヲ焼払候様常助綱五郎卯作等発言ニ同意シ牢屋ヲ焼却致シ候不届ニ付絞可申付哉
兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞シ死囚ヲ劫シ火ヲ放ツノ從

絞罪

実戸	伊丹	松本	県
玉乃	大庭	榊山	岸良
元 藏			

絞罪

辛未五月二日入牢

同郡鶴田村

久四郎

前同罪ニ付絞可申付哉

未四十歳

囚ヲ劫シ放火ノ從

伺之通

絞罪

久四郎聚衆ノ造意首ナリ然レトモ村市ヲ毀壞スル事ヲ造意スルニ非ス故死囚ヲ劫シ放火スルノ從ノミヲ奉

実戸	伊丹	松本	県
玉乃	大庭	岸良	榊山
久四郎			

同郡同村

流三等

惣 作

未五十七歳

右之者犬子ケ原並川侯之暴動ニ不加ト雖モ御制札ノ条目ヲ犯シ同村久四郎等ノ頼ヲ受ケ一村小前ノ総代トナリ大勢ヲ集會シ追而ハ川侯春日社ヘ相越神子堂ニ於テ福島表ヘ押寄セ市中生産方ヲ打毀シ且県庁ヘ可相迫常助綱五郎卯作等ノ発言ニ同意シ終ニ福島迄罷越衆人ヲ差配シ市中生産方ヲ打毀シ剩ヘ牢屋ヘ衆人ヲ連參リ罪人ヲ出シ牢屋ヲ打毀スヘク一旦差図シ追テハ焼捨候様常助綱五郎等發言ニ同意シ牢屋ヲ燒却致サセ候始末不届ニ付三等流可申付哉^b

兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壞スルノ從

流三等

- 玉乃
- 松本
- 大庭
- 樺山
- 宍戸
- 伊丹
- 岸良
- 県

惣作

囚徒ヲ出スハ囚罪ノ輕重を知らス故死囚ヲ劫スルヲ以テ論セス元藏久四郎卯作ヲ劫候トハ別アリ故ニ兇徒聚衆村市ヲ毀壞スルノ從

県

庶人二下ス

辛未三月廿六日入牢

中村藩士族鯉平弟

谷田 七兵衛

未三十三歳

右之者岡部村卯作ニ与ミシ大禁ヲ犯シ諸村ヲ煽動一揆徒当党企サセ其虚ニ乗シ金策致スベクトノ奸計ヲ以テ黨狀廻状相認メ候其場ニ不加ト雖トモ不届ニ付三等流可申付哉^c

不応為重キ破廉耻ヲ以テ論シ

- 玉乃
- 樺山
- 岸良

庶人ニ下ス

谷田 七兵衛

去戸

松本

県

徒一年

館藩管内伊達郡伏黒村神主森吉謙吾弟

辛未四月十一日入牢

大 丈

未三十二歳

右之者一揆ノ者共ヘ加リ福島ヘ乱入候而已ナラス諸品盜取候不届ニ付徒一年可申付哉
但シ盜取候金子並諸品代金積リ都合金五拾八両壹分壹朱也

条例失火或ハ船隻着浅ノ危難ニ乗シ財物ヲ窃取スル者ハ窃盜ヲ以テ論シ搶奪スル者ハ強盜ヲ以テ論スルノ例アリ大丈ノ盜
窃取ニシテ搶奪ノ情無キニ依リ窃盜五十兩以上ヲ以テ論シ

徒一年

大 丈

松本

玉乃

県

樺山

大庭

岸良

杖七十

同郡小綱木村亀吉父

辛未五月十八日入牢

甚右衛門

未六十一歳

右之者諸村ノ相談ニ随フト雖トモ村内ノ者共ヲ取勸メ所々へ集会候而已ナラス官員止宿所へ押寄セベク等ノ相談ニ從ヒ始終一
同駆ケ步行剩ヘ牢内ヘ相越大勢ト俱ニ牢ヲ焼払候様喚立候不届ニ付杖百可申付哉

同郡上郷田村

辛未三月十五日入牢

長左衛門

未三十二歳

右之者川俣最寄一揆ノ者共ニ同福島市中へ乱入セントシ追払レ候ヲ残念ニ心得候儀ニテ県庁へ強訴ヲ成スベクト再ヒ諸村ヲ駭カシ候不届ニ付杖百可申付哉

不応為重

杖七十

玉乃

大庭

樺山

甚右衛門
長左衛門

松本

岸良

県

杖六十

安達郡外木幡村

辛未二月廿六日入牢

三四郎

未四十三歳

右之者福島へ乱入牢内へ相越シ諸人ノ噪ニ随フト雖トモ牢屋ヲ打敲ギ燃草ヲ持運ヒ同所ヨリ十手盗取候不届ニ付杖百可申付哉
福島牢内乱入ハ附和随行ヲ以テ論セス常人盗ヲ以テ論シ

大庭

樺山

岸良

杖六十 赃一兩以下

三四郎

松本

県

準流七年

伊達郡上糠田村

辛未二月廿六日入牢

善五郎

右之者福島へ乱入所々暴動シ剩へ大勢ノ噪ニ随フト雖トモ衆ニ先ンシ牢ヨリ罪人ヲ連出シ候不届ニ付杖百可申付哉

未三十歳

囚ヲ劫スルモノ

准流七年^(d)

牢内囚罪軽重ヲ知ラス劫スル者ニツキ死囚ヲ以テ論セス

宍戸

伊丹

玉乃

岸良

大庭

善五郎

松本

樺山

県

杖七十

辛未五月廿一日入牢

同郡東五十沢村

助右衛門

未二十七歳

右之者同村徳次郎等ニ差統犬子ヶ原ニテ出張ノ官員理解之節偽名ノ受書差出候而已ナラス官員止宿所へ押込右受書取返スベク杯ノ相談ニ從ヒ勉々及暴動候不届ニ付杖九十可申付哉

不応為重

杖七十

玉乃

大庭

岸良

樺山

助右衛門

松本

県

上ニ告ルニ実ヲセサル例一年ナレトモ偽名ヲ唱フル根元ハ受書差出シニ極難波之趣申立ルニ自身極難波ノ者ニ無之ニ付難波者作兵衛名ヲ詐リ受書差出候迄ナレハ不応為重杖七十

不明

樺山

県

同

辛未三月十二日入牢

安達郡小手森村

鶴松

未二十七歳

右之者衆ト同ク郡長宅ヲ暴破候而已ナラス御制札ヲ外シ板木同様打敲キ候不届ニ付杖九十可申付哉

不応為重

杖七十

玉乃

大庭

樺山

岸良

鶴

松

松本

県

無罪

辛未六月八日入牢

伊達郡小綱木村

茂右衛門

未四十六歳

右之者村内甚右衛門等ノ相談ニ差統キ大勢集会シ候而已ナラス生産方ヲ暴破シ県庁へ相迫ルベク等ノ相談ニ従ヒ福島へ乱入暴動ニ及ヒ候不届ニ付杖八十可申付哉

同郡東五十沢村

辛未五月廿一日入牢

与右衛門

未四十六歳

右之者同村徳次郎等ニ差統キ大勢集会候而已ナラス官員止宿所へ押寄セベク等ノ相談ニ従ヒ所々暴動ニ及候不届ニ付杖八十可申付哉

附和随行

玉乃

大庭

樺山

無罪

茂右衛門
与右衛門

松本
県
岸良

杖七十

辛未五月廿日入牢

同郡大久保村

直 作

未三十一歳

右之者集会人数へ加リ官員止宿所及ヒ生産方等打毀シ続テ牢内へ立越候節已ニ牢舎ハ燃上居候トハ乍申障子等投込候不届ニ付杖八十可申付哉

不応為重

杖七十

玉乃
大庭
樺山

直 作

松本
県
岸良

無罪

辛未五月十一日入牢

同郡小綱木村

伝之助

未四十歳

右之者村内甚右衛門等ノ相談ニ差続キ所々へ集会候而已ナラス官員止宿所へ押寄ベク等ノ相談ニ従ヒ驅ケ步行終ニ牢屋迄相越候不届ニ付杖八十可申付哉

附和随行

玉乃
大庭
樺山

無罪

伝之助

松本 岸良 県

杖七十

安達郡小手森村

辛未二月廿六日入牢

弘 助

未四十六歳

右之者諸村ノ躁キニ随ヒ候ト雖トモ昨年迄名主役相勤候身トシテ集会入数ヘ加リ候而已ナラス一村ノ者共ヲ差配シ福島近傍ヘ押寄セ郡長宅ヲ俱ニ打毀シ候不届ニ付杖八十可申付哉

伊達郡鶴田村

辛未五月十八日入牢

金 蔵

未三十四歳

右之者同村久四郎等之勸メニ随ト雖トモ集会入数ヘ加リ候而已ナラス犬子ヶ原ニテ出張ノ官員ヨリ厚キ理解ヲ受ケ婦村ノ事ニ受書指置ナカラ劫テ右受書取返スベク等ノ相談ニ從ヒ川俣町官員止宿所及ヒ所々ニ於テ暴動相働候不届ニ付杖七十可申付哉

信夫郡御山村

辛未二月廿一日入牢

庄 兵 衛

未五十一歳

右之者伊達郡村々一揆之者共牢屋ヘ火ヲ付候節同所ヘ相越シ俱ニ躁キ立燒草火中ヘ投込候不届ニ付杖七十可申付哉

不応為重

玉乃 樺山 岸良 県

杖七十

弘 助
金 蔵
庄 兵 衛

名主役者 前年被免口書面ニテハ川俣町止宿所等を暴破仕候由風鳴モ承リ候ニ付歎願仕るとハ乍申既ニ強訴之巧ミ与心得候得共不参候ヘハ難相成勢ニ付立云々ナレハ無罪ナリ一村ノ者共ヲ差配トノ詰文言ニテハ不応為

金藏ハ請書ヲ出シ置取戻同意

庄兵衛ハ焼草ヲ添候

県

県

答五十

辛未二月十八日入牢

伊達郡松沢村

重 八

未二十三歳

右之者集会人数ヘ加リ川俣並福島ヘ乱入候而已ナラス衣類等盗取不届ニ付答五十可申付哉

但盗取候品代金積リ金式分錢貳百五拾文也

福島乱入附加随行論セス窃盗ノ廉ヲ以テ論シ

答五十

重 八

玉乃
大庭
樺山
岸良
県

無罪

辛未五月廿一日入牢

同郡同村

利 惣 太

未四十六歳

右之者集会人数ヘ加リ巨魁ノ指揮ニ從フト雖トモ衆ヨリ自立所々ニ於テ暴動ニ及ヒ候不届ニ付答五十可申付哉

安達郡外木幡村吉兵衛倅

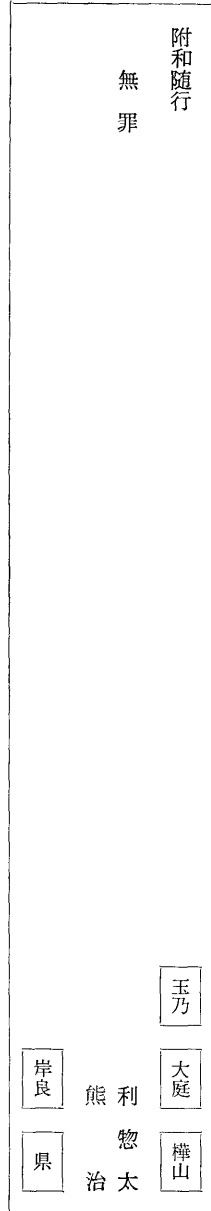
前同罪ニ付答五十可申付哉

附和隨行

無罪

熊治

未二十九歲



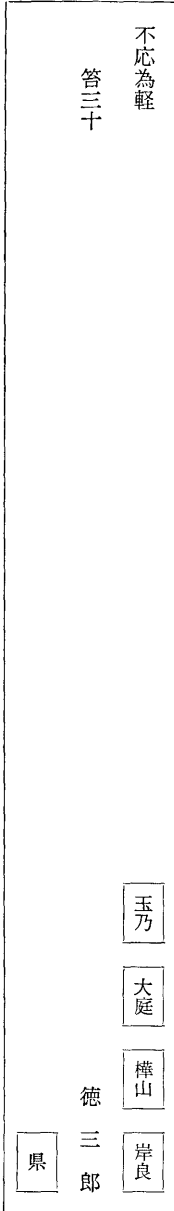
三春藩管内田村郡石沢村

辛未三月十六日入牢

德三郎

未四十歲

右之者谷田七兵衛ノ頼ヲ肯ヒ不宜儀ト心得ナカラ一揆相企候藁狀廻状認方手伝候不埒ニ付答三十可申付哉



不応為輕

答三十

右一件連累中常助綱五郎与三郎徳次郎嘉吉五郎次銀之助兵次郎音吉由太郎政藏直吉岩吉浅五郎ハ脱走行衛相知不申候間當時尋中ニ御座候

右之通御仕置之儀別帳口書式拾三冊相添此段奉伺候以上

明治四年辛未六月

司法省 御中

福島県

後註

(a) 各被告の量刑伺のこの場所に書かれている量刑(ゴジで示す)は、司法省指令が出されてから書き入れたものである。したがって福島県伺の本文にみえている量刑とは、必ずしも一致しない。

(b)(c) 新律綱領の名例律によると、三等流は北海道へ二年間発遣される流刑であるが、流刑地の設備が整備されないため、新律綱領の施行に先立つ明治三年十一月七日の準流法(太政官達無号)で「三等徒役 十年」に換刑されている。

(d) 前掲準流法によると、「準流七年」というのは「二等徒役 七年」のことで、新律綱領の二等流(一年半の流刑)の換刑である。

(e) 大隈文書の前掲「明治四年福島県川俣地方騒動一件探索書類」中の未逮捕者の中には、次三郎(松沢村)、藤五郎(小綱木村)、長右衛門(松沢村)という名もみえている(前掲「日本庶民生活史料集成」第一三卷・五七八頁)。また前掲「耳囊」には、三月十九日に「藤五良」「召捕」の記事がある(前掲「川俣町史」第二卷・資料編・六一四頁)。さらに前掲「川俣町史」所載の一文書には、二月二十日に金五郎、藤吉、孫四郎らが逮捕されたという記述がある(六一九頁)。これらの人々の正確な動静は、不明である。

この福島県伺の文書の日附は「六月」となっているが、実際に司法省へ提出されたのは、その文書の冒頭に記されているごとく「七月廿日」である。因みに司法省は七月九日に設けられたもので、もしも福島県伺が六月中に提出されたならば、その宛名は司法省ではなく、その前身の刑部省の筈であった。⁽⁶⁾

また、司法省指令中の捺印により、その指令に関与した官員の氏名が判明する。すなわち「宍戸」は少輔宍戸璣、「伊丹」は中判事伊丹重賢、「松本」は中判事松本暢、「玉乃」は中判事玉乃世履、「樺山」は中判事樺山資綱、「大庭」は七等出仕大庭景孝、「渡辺」は少判事渡辺⁽⁷⁾、⁽⁸⁾「岸良」は權中判事岸良兼義、「梶」は少判事梶信緝である。⁽⁸⁾

量刑について、福島県伺と司法省指令との間には若干の相違もあるが、それをわかりやすくするために、次に表示する。

三四郎	長左衛門	甚右衛門	大丈	谷田七兵衛	惣作	久四郎	元藏	卯作	氏名	
43	32	61	33	33	57	40	39	34	年齢	
安達郡外木幡村	同上 上糖田村	同上 小綱木村	伊達郡伏黒村	中村藩士族	同 同	同 鶴田村	伊達郡松沢村	信夫郡岡部村	住所	
二月廿六日	三月十五日	五月十八日	四月十一日	三月廿六日	不明	五月二日	二月十八日	二月十八日	入牢日	
									準 違 法	福 島 県 伺
杖百	杖百	杖百	徒一年	三等流	三等流	絞	絞	斬	量 刑	
常人盜	不応為重	不応為重	新律条例 一三九条	不応為重	兇徒聚衆徒	兇徒聚衆放火徒	兇徒聚衆放火徒	兇徒聚衆造意	準 違 法	司 法 省 司 令
杖六十	杖七十	杖七十	徒一年	庶人ニ下ス	流三等	絞	絞	斬	量 刑	
一兩以下常人ノ官物盜			吾弟 館藩管内、神主森吉謙	北標葉郡權現堂村住		姓は高橋	姓は高橋		備 考	

明治4年・福島県川俣附近農民騒動裁判小考

徳三郎	熊治	利物太	重八	庄兵衛	金蔵	弘助	伝之助	直作	与右衛門	茂右衛門	鶴松	助右二門	善五郎
40	29	46	23	51	34	46	40	31	46	46	27	27	40
田村郡石沢村	安達郡木幡村	同 同	同 松沢村	信夫郡御山村	伊達郡鶴田村	安達郡小手森村	同 小綱木村	同 大久保村	同 東五十沢村	伊達郡小綱木村	安達郡小手森村	同 東五十沢村	伊達郡上糠田村
三月十六日	二月廿六日	二月廿六日	二月十八日	二月廿一日	五月十八日	二月廿六日	五月十一日	五月廿日	五月廿一日	六月八日	三月十二日	五月廿一日	二月廿六日
笞五十	笞五十	笞五十	笞五十	杖七十	杖七十	杖八十	杖八十	杖八十	杖八十	杖八十	杖九十	杖九十	杖百
不応為軽	附和随行	附和随行	窃盜	不応為重	不応為重	不応為重	附和随行	不応為重	附和随行	附和随行	不応為重	不応為重	劫囚
笞三十	無罪	無罪	笞五十	杖七十	杖七十	杖七十	無罪	杖七十	無罪	無罪	杖七十	杖七十	準流七年
			窃盜一兩以下			前掲大隈文書「探素書類しては「広助」とある。							七年 劫囚ハ流二等即チ準流

福島県伺と司法省指令との間にみられる擬律並に量刑の異同を分析すると、次の通りである。

(1) 当時の現行刑法は、施行早々の新律綱領(明治三年十二月頒布)である。福島県はもちろんそれを参照したと思われるが、しかし、新律綱領のいかなる条項に準拠して量刑を割出したかという点、不明確の場合が多い。準拠条文を特定せず、随意に量刑を決めた場合もあるように思われる。その点、新律綱領に準拠するという姿勢が、つよく貫かれていないものとみていい。福島県は、新しい刑法典の運用にまだなじめなかったであろう。

司法省指令も、何の条項によるのか、明示する場合としない場合があるが、後者の場合でも、その文言からみて準拠した新律綱領の条項を推測することはできる。但し後述のごとく、大丈の場合だけは、新律綱領の改正草案である「新律条例」も適用したことが明示されている。

(2) 全般的にみて、量刑は福島県伺よりも司法省指令の方が軽い。無罪になった者も五名いる。例外は善五郎のみ。彼に関する福島県伺は「杖百」(準拠法不明)であったが、司法省は新律綱領賊盗律「劫囚」の条「凡囚を劫スル者ハ……成否ヲ論セス。皆流二等」を適用した。「流二等」は前述のごとく「準流七年」である(前掲福島県伺の後註d・参照)。

(3) 卯作については、福島県伺も新律綱領賊盗律「兇徒聚衆」の条「兇徒。衆ヲ聚メ。村市ヲ毀壞焼亡シ。……造意ハ。斬」を適用したと思われる。司法省指令も同様である。

(4) 元蔵、久四郎についての福島県伺は、その準拠法がはっきりしない。司法省指令は、前述の「兇徒聚衆」の条の「従ノ手ヲ下シ……火ヲ放ツ者ハ。絞」を適用した。

(5) 惣作についての福島県伺の準拠法ははっきりしない。司法省指令は、前述の「兇徒聚衆」の条「兇徒。衆ヲ聚メ。村市ヲ毀壞焼亡シ。……従ハ流三等」を適用した。「流三等」は前述のごとく「準流十年」である(前掲福島県伺の後註b・参照)。

(6) 谷田の場合、福島県伺では廻状作製は「諸村煽動」に当たるとして「三等流」(準抛法は不明)としたが、司法省指令は新律綱領雑犯律の「不應為」の条「凡律令ニ正条ナシト雖。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ。答三十。事理重キモノハ。杖七十」を適用シ、土族なるが故に名例律「閏刑」の「廉恥ヲ破ルコト甚シキ者ハ。笞杖ニ該ルハ廢シテ庶人ト為スニ止メ」を適用した⁽¹⁰⁾。

(7) 大丈は、諸品代金五拾八両七分壹朱の窃盜により、福島県伺も「徒一年」、司法省指令も同じく「徒一年」であるが、前者の場合は、新律綱領賊盜律「窃盜」の条「五十兩以上。徒一年」のみによつたものと思われるに反し、後者の場合は、新律条例「失火或ハ船隻着浅ノ危難ニ乗シ財物ヲ窃取スル者ハ窃盜ヲ以テ論シ⁽¹¹⁾」を適用した上で、新律綱領の前掲条文を適用した点が異なる。

(8) 三四郎の場合は、福島県伺では「牢屋打敲キ燃草ヲ持運ト同所ヨリ十手盜取候」を以て杖百(準抛法は不明)としているが、司法省指令は、牢内侵入は「附和隨行」で無罪、十手(二兩以下)窃盜が新律綱領賊盜律の「常人盜」の「一兩以下。杖六十」に該当するとした。「常人盜」は「凡常人。官ノ財物ヲ盜」むものである。

(9) 重八は、福島県伺も司法省指令も共に「答五十」であるが、これは共に新律綱領賊盜律「窃盜」の条「一兩以下。答五十」を適用したためである。

(10) その他の者について、福島県伺は騒乱中の各自の行動の軽重を判断し、杖百の者二名、杖九十の者二名、杖八十の者四名、杖七十の者二名、杖五十の者二名、杖三十の者一名としているが、それらの準抛法は明確ではない。否、新律綱領を度外視して、適宜に量刑を定めたものようである。これに対して司法省指令は、積極的行動を採つたことが明白なもの(例えば牢に押しかけ先立って騒いだ、提出した請書を取戻した、制札をこわした、牢の障子を焼いた、草を火中に投じ火勢を煽つたなど)に限り、前にも引用した新律綱領雑犯律「不應為」の条「凡律令ニ正条ナシト雖。情理ニ於テ。為スヲ得応カサルノ事ヲ為ス者ハ。答三十。事理重キ者ハ。杖七十」を適用し、甚右衛門、長左衛門、

助右衛門、鶴松、直作、弘助、金藏、庄兵衛は杖七十、徳三郎は杖三十とした。徳三郎の量刑だけは、福島県伺と同様である。さらに司法省指令は、単なる附和随行者として茂右衛門、与右衛門、伝之助、利惣太、熊治を無罪とした。新律綱領賊盜律の「兇徒聚衆」の条に「其止タ附和随行シ。場ニ在テ。勢ヲ助クル者ハ。論スルコト勿レ」とあるからである。

前掲の司法省指令は、日附が⁽¹²⁾なく、いつ福島県へ到達したのかもわからない。さらに福島県が関係被告に、判決を言渡した日もわからない。しかし、判決言渡日を仄示するような文書が、「福島県警察史」に引用されている。次の文書である。⁽¹³⁾

当管下伏黒村神主森吉謙之弟丈夫義当春一揆之者へ加り福島え乱入する己ならず諸品盜取候廉を以捕縛吟味済罪案御伺中一先人頭御引渡置之処今般別紙之通御申越ニ則去廿一日丈夫呼出徒一年之処刑申渡候此段御承知有之度申入候也

十二月廿二日 梁川出張 ⁽¹⁶⁾

元青森県

館藩

福島県 御中

これは、裁判の審理終結後、その住所地へ還されていた被告の一人森吉大丈に対して、管轄の役所が十二月二十一日に判決の内容を伝えたことを、福島県へ報告した文書である。これにより、判決の言渡は、福島県においても十二月二十一日以前の頃に行われたことが推察できる。

死刑の宣告をうけた者の内、元蔵については、その墓碑銘により、十二月十九日に執行されたことが判明している。⁽¹⁷⁾ 卯作、久四郎もおそらく同じ日に執行されたであろう。その執行の状況について、前掲「町小綱木村某氏『日記』」は、次のように述べている。⁽¹⁸⁾

頭取御吟味に相成候は松沢にて一人、鶴田にて一人打首、松沢一人鶴田一人、是迄不申上、道具仕掛にて計を掛候哉、塩梅に

片側へ大石をつけ、片側へ右科人大石とつかりとはつくすくつと首をくくる其有様目もあてられぬ事共なり。

しかし、この文章は、全くはつきりしない。言葉になつていなくて意味不明の箇所もある。松沢村の一人(元蔵であろう)と鶴田村の一人(久四郎であろう)が、「打首」になつたとして(19)いるが、その様子として述べている「片側へ大石をつけ……片側へ右科人云々」というところは、「打首」の状況ではなく、「絞首」の状態を述べているように理解される。(20) 前述のごとく、元蔵と久四郎に対する判決は「絞」であつたから、当然、絞首刑が執行された筈である。岡部村の刃作の「斬」について、右の日記が全く述べていない理由はわからない。(21)

準流あるいは徒刑を宣告された者の服役状況も不明である。

次に、この事件の「有力な指導者」(22)と推察される場合もある氏家衆八の一件を考察したい。

前述のごとく、事件関係の被告の中に、衆八の名は出ていない。関係者一同の「口書」の中にも、衆八が事件を指導したことを匂わせるような記述は、全然見出しえない。とくにこの騒動の二団が福島の牢獄を襲つたのは、衆八が獄内に居るものと誤解し、彼を救出することが直接の動機であつたことは、前に述べた(本稿一三頁参照)。もしも、この事件を衆八が指導していたとすれば、このような誤解が生れるわけではない。とすると、この牢獄襲撃の一件は、衆八が事件と無関係であつたことを示す何よりの証拠といえよう。(23)

また、二月十七日に衆八は一旦逮捕されたが、権知事菱田重禧の要請で釈放され、当局と農民側を斡旋したという説もあるが、それを裏付ける傍証がないことは、前に述べた通りである(本稿一四頁、一八頁註60・参照)。

ところで、明治四年の前掲「耳囊」には、次のような記事がある。(24)

同十九日(二月——手塚註)、福島県より捕亡廿人余り、衆八殿並に藤五良殿召捕引連れ申候

この日附が正しいとすると、一旦釈放された衆八が、二日後に再逮捕されたことになるが、その記事の信憑性は如何ともいえない。「十七日」を「十九日」と誤記したのかも知れない。しかし、その月日はともかくとして、衆八は六

月以前に逮捕され、取調をうけたことは、確かな事実である。なぜならば、六月の日附で、次のような彼の口書が残っているからである。⁽²⁵⁾

岩代国伊達郡松沢村

八

末六十七歳

申口

私儀持高五拾石余家内三拾七人ニ御座候然る処先年中より小前御年貢上納振並御願向等之儀へ深く関係仕候等之詔を以中村藩御取扱中入牢被仰付当御県御取扱ニ至り居村において謹慎他人面会御指留被仰付置候処此度川俣付村々一揆之儀陰ニ煽動し候詔と御不審を蒙り甚以奉恐入候儀ニ御座候得共此度之一件へ関係仕候儀実以無御座候乍併御札之趣を以深く考量仕候得ハ私儀元来小前御願向等之儀承り候得者何分氣之毒ニ而添慮等仕度性質如何ニも難改去冬中川侯最寄村々廿一ヶ村申合村役人共評議之上惣代を以畑方引等之儀奉願度右惣代之者共御宿へ罷越居候事ニ承知仕如何様奉願候哉無心元願書案文取調惣代之者共へ相送り且旧冬中より己年御年貢御取立ニ付而者村々難渋之趣承知仕候間先年不作之節ハ御年貢拾ヶ年賦御取立ニ罷在候を思ひ出し此度も不得止節ハ村々申合何と歟奉願候方可然忤懇意之者共へ相咄候儀も御座候然るニ私儀近村第一之高持ニ御座候得者如何様ニ而金配速ニ上納仕諸村心得違之者添心も可仕候処無其儀御咎中も不願却而前頭之咄合等仕夫故民心不穩此度之挙動ニも立到候詔ニも可有之哉今日ニ至り先非後悔恐入候段奉申上候其他如何躰蔽重之御札向有之候共実以奉申上候儀無御座候然る処先年小前願向等之儀へ深く関係し候等之不届ニ付謹慎申付他人面会差留置候処又候御年貢年延願等之儀小前へ添心し夫か為メ民心不穩之基ニ相成候条不届之至蒙御察当一言之申披無之奉恐候

右之通相違不奉申上候 以上

辛未六月

八

伊達郡松沢村は旧天領であったが、⁽²⁶⁾維新後、同村をふくむ川俣一帯の地は相馬中村藩に支配が一任され、同藩は桑折に民政取締所を置いていたが、その後、二年八月十八日に福島県の管轄に入った。⁽²⁷⁾ 桑八の右の口書によると、年貢

に関する紛争で中村藩支配の折には入牢していたが、福島県の管轄に入ってから「居村において謹慎他人面会御指留」の処置となっていたから、今回の川俣附近の騒動には全く無関係であること、しかし、かねてから年貢の問題ではしばしば紛争に関係し、その都度、農民を指導してきたことと「民心不穩」の責任はないわけではないと、述べているのである。

福島県側からみると、例え今回の騒乱とは無関係であるとしても、幕末以来、しばしば農民騒動を指導してきた八の過去の経歴からみて、彼を野放しにすることは、将来に大きな禍根を残すものと考えたにちがいない。

福島県は、司法省に次のような伺を提出した。

当県管下 岩代国伊達郡松沢村

衆 八

当末六十七歳

右之者元米巧ニ姦計ヲ以民心ヲ動揺為致候者ニ而既ニ今般士民暴動之禍基ヲ醸シ候儀口書之通ニ御座候向後モ甚難取扱者ニ付無期之禁獄申付度候格別之御詮議を以御聞届被下度此段奉伺候 以上

辛未六月

福島県

司法省 御中

格別の犯罪事実を明示せず、ただ「土民暴動之禍基」で「向後も甚難取扱者」であるから「無期之禁獄」⁽²⁹⁾を許可されたいという伺は、何としても理不尽といわざるを得ない。この伺に対する司法省の指令は、残念ながら不明であるが、おそらく却下されたものと思われる。

この衆八については、前にも述べたごとく最近、川俣町の三浦倭文氏によってかなり詳しい研究が発表されているが、それによると、衆八は同年十二月十四日に出牢を許され、帰宅の途中で急死したが、それは釈放の際に呑んだお茶に毒が入っていたためという⁽³⁰⁾。福島県は「無期禁獄」の策に失敗したため、窮余の一策として毒殺を計ったのかも

知れない。それが事実とすれば、寔にいたましい義民の最後であった。

- (1) 前掲「己巳見聞記」・前掲「日本庶民生活史料集成」第一三巻・五八〇頁。
- (2) 前掲「町小綱木村某氏「日記」」・前掲書・五七八頁―五七九頁。
- (3) 庄司・前掲「明治絶対政府反対の農民闘争」・福島大学文学部論集第八巻一号・六一頁、前掲「史料東北諸藩百姓一揆の研究」・三三二頁。前掲「世直し一揆研究」新版・三一―一頁等。庄司氏は、この史料の出典を明示されていないので、いかなる史料の一部かは不明であるが、前掲「己巳見聞記」の一部かも知れない。
- (4) 福島県は、明治二年七月二十日に福島民政局を改組したもので（宮武外骨「府藩県制史」・昭和十六年・一〇一頁）、事件当時の県の幹部は、権知事が菱田重禰、大参事が志賀直道であった（前掲「福島県犯罪史」・五四頁）。この頃の県の裁判機構並にその手続など詳しいことは不明であるが、明治二年十月、県が制定した規則には「囚獄之者鞫彈之初度ハ知事必出席其外詰問之度々出席ハ勿論ニ候共無抛差支候時者必参事出席之事」とあるから（前掲書・三二頁）、菱田と志賀とが、その裁判に直接関与したことは、確実とみていい。
- (5) 法務図書館蔵「諸県口書」明治四年・二十二・賊盜放火・第三三〇号。
- (6) 司法省は、明治四年七月九日に刑部省を改組して設置された（司法沿革誌・昭和十四年・一四頁）。当時の司法省には卿は在職せず、大輔佐々木高行、少輔宍戸磯が最高幹部であった（明治四年八月「官員録」・尾佐竹猛「明治警察裁判史」・大正十五年・一七七頁）。
- (7) 前掲「官員録」・尾佐竹・前掲書・一七七頁以下参照。
- (8) 明治五年五月「官員全書・司法省」によると、岸良の権中判事新任と県の少判事新任は、共に四年十月である（一枚裏、二枚裏）。
- (9) 明治三年末に頒布された新律綱領は、翌四年春から改正作業が開始されたが、それは新律条例と呼ばれ、その改正条文は草案のまま実際の裁判に適用されたのである（藤田弘道「足柄裁判所旧蔵『新律条例』―改定律例の草案と覚しき文書について―」一、二完・本誌第四六巻第二号・昭和四十年・七一頁以下、第三号・六六頁以下）。私はこの草案の条項が、すでに早く四年七月以前、柏崎県に対する刑部省指令の中に引用されている事実を指摘したことがある（拙稿「明治三年・柏崎県旧案名領農民一揆に関する裁判史料」・本誌第五九巻一号・昭和六十一年・八一頁）。当時は罪刑法定主義を採用していないから、そうした措置も違法とはいえない。

- (10) 新律綱領の「廢為庶人」の刑は、明治五年四月・太政官指令で「除族」と改称、翌六年二月八日・太政官布告第四四号で、新律綱領中の条文も「除族」と改正された。この刑は、士族に対しては非常に重大な影響を及ぼす刑罰であった。その点、詳しくは根本敬彦「明治七年・英国公使館事件考」・拙編「近代日本史の新研究」Ⅲ・昭和五十九年・三〇七頁参照。
- (11) この条項は、新律条例第一草案(明治五年八月)では第一三九条に該当するが(藤田・前掲「足柄裁判所蔵『新律条例』考」二・本誌第四六卷三号・八七頁)、司法省指令にいう「船隻着浅ノ危難」が第一草案では「破船等ノ危難」となっている点が異なる。司法省指令の文言は、第一草案に先き立つ原案のそれであろう。因みに新律条例再校草案(五年十月)第一三九条は第一草案のそれと全く同様である(藤田弘道「公文録」所蔵『新律条例』考―改正律例の再校草案と覚しき文書について―・拙編「近代日本史の新研究」Ⅰ・昭和五十六年・一四六頁)。しかし、四年秋頃、すでにその草案に条数(一三九条)が附せられていたかどうかは、わからない。
- (12) 司法省は、死刑については太政官へ奏請し、その許可を得てから指令を発した筈であるが、それに関する文書は、私の知る限り残されていない。
- (13) 前掲「福島県警察史」第一卷・二六五頁。この文書の出典は明示されていないが、おそらく県庁所蔵の文書であろう。氏名の誤りがあるが(森吉謙吾が森吉謙、弟大丈が丈夫となっている)、原文の誤りか、それとも引用の際の誤記か、どちらともわからない。
- (14) 伊達郡伏黒村は、館藩(松前の旧福山藩)の飛領であり、明治四年七月の廢藩置県で館県の分県、さらに同年九月五日以降は弘前県の分県、その後同年九月二十三日以降は青森県の分県となり、同年十一月二日には二本松県へ吸収され、つづいて同月十四日には福島県へ編入された(「福島県市町村沿革」・昭和三十一年・六一頁、一七頁)。めまぐるしい変遷である。
- (15) 森吉大丈が、審理終了後に帰宅を許されていたことから推測して、他の軽罪犯も同様に帰宅を許されていたものと思われる。
- (16) この文書の日附「十二月廿二日」当時、青森県より二本松県、福島県への事務引継が完了せず、引きつづき青森県の役人が梁川に駐在し、且つ印鑑は旧館藩のものを使用していたのであろう。
- (17) 福島県編「図説福島県史」・昭和四十七年・二二二頁、前掲「川俣町史」第一卷・五〇二頁。
- (18) 前掲「日本庶民生活史料集成」第一三卷・五七九頁。
- (19) これがため、元藏と久四郎の両名は「打ち首」になったという説が、通説のようになっている(前掲「川俣町史」第一卷・五〇六頁、前掲「福島県民の歴史」・五六頁、工藤・前掲「朝敵の世紀」下・一一二頁。三浦倭文「幕末の義民・松沢村の

氏家衆八」二・川俣史談第一号・昭和五十九年・五六頁等。

(20) 大石と受刑者を天秤のようにして、絞首を実施したという説明のように思われる。新律綱領における絞首は、「絞柱」という方法で行うことが図解入で規定されている（首巻・獄具図）。しかし、同法典の施行後また一カ年も経過していない当時、絞柱の設備が福島県にはなく、それがため適宜の方法で絞首を執行したことは、十分にありうることと思われる。

(21) 岡部村卯作の「斬」については、これまでの郷土史関係の文献には、私の知る限り何の記事もない。この事件のもっとも重要な人物と思われる卯作の死について、何の伝承も残っていないのは、寔に不可解である。

(22) 庄司氏はどのように推測されている（前掲「明治絶対政府反対の農民闘争」・福島大学学芸部論集第八巻一号・六一頁、前掲「史料・東北諸藩百姓一揆の研究」・三二二頁）。

(23) 前にも引用したごとく大正十二年発行の前掲「伊達郡誌」が「明治四年偶々農民の一揆起りたれば此一揆は衆八の教唆に依る者と誤認せられ官庁の嫌疑を受け捕はれて福島監獄に収監せられ云々」（二七八頁―二七九頁）と述べていたのは、真実を伝えたものとみえていい。

(24) 前掲「川俣町史」第二巻・資料編・六一四頁。

(25) 法務図書館蔵「府県伺留」明治四年一・第四号。

(26) 前掲「福島県市町村沿革」・六一頁。

(27) 前掲「福島県警察史」第一巻・一八八頁―一八九頁、一九四頁。

(28) 註25に同じ。

(29) 禁獄の刑は、新律綱領においては「婦女犯罪」を除いては、原則として採用されていないが、新律綱領に直接の規定のない国事犯に対しては、しばしば用いられている。詳しくは根本敬彦「明治初年の『禁獄』」・警察研究第五十七巻第一号・昭和六十年・四〇頁―四八頁参照。

(30) 三浦・前掲「幕末の義民・松沢村の氏家衆八」・川俣史談第一号・五五頁―五六頁。

四　むすび

主として旧司法省文書を通じてみた川俣附近農民騒動の概略並にその裁判の状況は、以上に述べた通りである。被告の側からみた事件の様相や、裁判をうけた人の氏名および処罰の内容など、これまではほとんど知られていなかったことも、ある程度まではほぼ判明したとみていい。しかし、まだ闇に包まれている問題が全くないわけではないことは、勿論である。例えば首謀者岡部村の卯作をめぐる諸事情は、ほとんど不明のままである。さらにこれまで首謀者と考えられたこともある氏家衆八と事件との関係なども、漸くその片鱗を垣間見たにすぎない。

川俣近傍には、まだ貴重な史料が埋没している公算は、決してすくなくない。この拙い本稿が契機となり、さらに新しい史料の発掘と、その研究が進展し、この事件の全貌が一層明らかになることを祈念して止まない。

後記　本稿起草に際し、山田忠雄氏（慶應志木高）、菅野俊之氏（福島県立図書館司書）、三浦倭文氏（川俣の郷土史家）、中山勝君（国学院大学院研究生）、根本敬彦君（明治大学助手）の諸氏から、史料の提供その他の御支援をうけた。ここに記してその学恩を謝す。また、古文書の解読については妻清子の援助をうけた。その妻は、去る一月に急逝した。いま、その仏前に謝意を捧ぐ。

（八月十九日稿）